

横浜市港南台地域ケアプラザ指定居宅介護支援事業運営規程

令和3年10月1日現在

（目的）

第1条 社会福祉法人 思得財団 生会支部神奈川県済生会（以下「神奈川県済生会」という。）が運営する横浜市港南台地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」という。）で行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 当ケアプラザは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市区、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 プラザの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 横浜市港南台地域ケアプラザ
- (2) 所在地 横浜市港南区港南台三丁目3番1号 港南台214ビル

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（常勤兼務1名）
管理者は、業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援にあたる。
- (2) 介護支援専門員（常勤専従2名、常勤兼務1名）
介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。

（業務日及び業務時間）

第5条 プラザの業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 業務時間 午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項のほか、電話等による連絡は24時間可能とする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 課題の分析について使用する課題分析の方法は利用者の身体的状況等を勘案し、MDS－HC方式、日本社会福祉会方式、訪問看護振興財団方式、竹内式アセスメント方式等の手法を用いて課題の分析を行うものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅又はケアプラザの相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- (3) 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当学会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者等の同意を得て、署名又は記名押印を受け、居宅サービス計画とする。なお、押印は効力発生要件ではない。
- (6) 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- (7) 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- (8) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する

3 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事に要した交通費は、通常の事業

の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を超えた所から、片道分を1kmあたり20円として計算された額

- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受ける。なお、押印は効力発生要件ではない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、港南区、磯子区及び栄区とする。ただし、磯子区は、洋光台一丁目から六丁目までのみとし、栄区は小山台一丁目及び二丁目、元大橋一丁目及び二丁目並びに若竹町のみとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第9条 ケアプラザは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 ケアプラザは、利用者に事故が発生した場合には、速やかに横浜市及び利用者居住区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 ケアプラザは、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- 3 ケアプラザは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 ケアプラザは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(Web会議システム等を利用し実施することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図る。
 - (2) ケアプラザにおける虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ケアプラザは、サービス提供中に、当該サービス提供事業所従事者又は養護者(利用者の家族

等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを横浜市及び利用者居住区に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 ケアプラザは、利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成29年4月14日厚生労働省通知）を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 ケアプラザが得た利用者の個人情報については、ケアプラザでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 ケアプラザ職員に対し、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、ケアプラザ職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 ケアプラザは、介護支援相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は神奈川県済生会並びにケアプラザの所長及び管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

平成12年 6月3日 介護支援専門員の人数の変更（5名→4名）

平成13年 7月1日 業務日の変更（火曜日から土曜日→月曜日から金曜日）

平成17年 6月1日 介護支援専門員の変更及び勤務形態区分の変更

（常勤専従2名、常勤兼務2名→常勤専従2名、常勤兼務1名、非常勤専従1名）

平成17年8月1日 介護支援専門員の勤務形態区分の変更

（常勤専従2名、常勤兼務1名、非常勤専従1名→常勤専従2名、常勤兼務2名）

平成17年10月1日 介護支援専門員数の変更

（常勤専従2名、常勤兼務2名→常勤専従2名、常勤兼務1名）

平成18年3月1日 介護支援専門員数の変更

（常勤専従2名、常勤兼務1名→常勤専従3名、常勤兼務1名）

平成18年4月1日 介護支援専門員数の変更

（常勤専従3名、常勤兼務1名→常勤専従3名）

平成18年12月1日 介護支援専門員数の変更

（常勤専従3名→常勤専従3名、非常勤兼務1名）

平成 19 年 2 月 1 日 介護支援専門員数の変更

(常勤専従 3 名、非常勤兼務 1 名→常勤専従 2 名、常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名)

平成 21 年 4 月 1 日 介護支援専門員の変更及び勤務形態区分の変更

(常勤専従 2 名、常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名→常勤専従 1 名、常勤兼務 1 名、非常勤兼務 2 名)

平成 22 年 4 月 1 日 介護支援専門員数の変更

(常勤専従 1 名、常勤兼務 1 名、非常勤兼務 2 名→常勤専従 2 名、常勤兼務 2 名、非常勤兼務 1 名)

平成 27 年 5 月 1 日 介護支援専門員数の変更

(常勤専従 2 名、常勤兼務 2 名、非常勤兼務 1 名→常勤専従 2 名、常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名)

平成 28 年 4 月 1 日 介護支援専門員数の変更

(常勤専従 2 名、常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名→常勤専従 1 名、常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名)

平成 28 年 6 月 1 日 介護支援専門員数の変更

(常勤専従 1 名、常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名→常勤専従 2 名、常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名)

附則

- 1 この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程第 11 条第 1 項に規定する委員会の実施等については、改正規程附則第 1 項にかかわらず、別に定める。

営業日の変更（月曜日から土曜日まで → 月曜日から金曜日まで）

介護支援専門員数の変更（常勤専従 2 名、兼務 1 名、非常勤兼務 1 名→常勤専従 2 名、兼務 1 名）

虐待の防止（新設）

個人情報の保護（新設）

附則

- 1 この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

管理者の変更

附則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

介護支援専門員数の変更（常勤専従 2 名、兼務 1 名→常勤専従 1 名、兼務 1 名）

附則

- 1 この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

介護支援専門員数の変更（常勤専従 1 名、兼務 1 名→常勤専従 2 名、兼務 1 名）